

川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市が、介護保険制度に加えて独自に実施している事業の利用者のうち、低所得者で特に生計が困難である者、災害等により著しい損害を受けた者及び主たる生計維持者の収入が著しく減少した者の利用者負担額を減額することにより、生計困難者の生活の安定を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業
- (2) 養護老人緊急一時入所事業
- (3) 高齢者緊急通報システム設置運営事業
- (4) ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業
- (5) 高齢者住宅改造費助成事業
- (6) 在宅ねたきり高齢者寝具乾燥事業

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の一部については、第2条に規定する事業の受託者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(減額の対象者)

第4条 減額の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護基準以下で生活している市民税非課税者である生計困難者
 - (2) 対象者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。
 - (3) 主たる生計維持者が、死亡したとき、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその収入が著しく減少したとき。
 - (4) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
 - (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項1号に規定する対象者の認定は、川崎市介護保険条例(平成12年3月24日条例第25号)、川崎市介護保険条例施行規則(平成12年3月31日規則第57号)、川崎市介護保険料減免要綱(平成12年3月30日11川健介第465号)及び川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業実施要綱(平成12年4月1日12川健介保第89号)に基づく生活困窮の対象の規定を準用するものとする。
- 3 第1項第2号に規定する対象者の認定は、川崎市介護保険条例、川崎市介護保険条例施行規則、川崎市介護保険料減免要綱及び川崎市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱(平成12年3月30日11川健介第465号の2)に基づく災害損失の対象の規定を準用するものとする。

- 4 第1項第3号及び第4号に規定する対象者の認定は、川崎市介護保険条例、川崎市介護保険条例施行規則、川崎市介護保険料減免要綱及び川崎市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱に基づく所得減少の対象の規定を準用するものとする。

(減額の申請)

- 第5条 第2条に定める事業の利用者で、第4条の要件に該当するものは、福祉事務所長に対し、「川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額申出書(第1号様式)」を提出する。
- 2 福祉事務所長は、要件を審査し、該当する者に対し、「川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額対象確認証(第2号様式)」(以下「確認証」という。)を交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、「介護保険料減免承認・不承認決定通知書」、「介護保険利用者負担額減額・免除認定書」又は「社会福祉法人による利用者負担減額等確認証」をもって、この事業の確認証が交付されたものとみなす。
- (1) 川崎市介護保険条例、川崎市介護保険条例施行規則及び川崎市介護保険料減免要綱に基づき災害損失、所得減少及び生活困窮の対象と認定されたもの
- (2) 川崎市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱に基づき、災害損失減免及び所得減少の対象と認定されたもの
- (3) 川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業実施要綱に基づき、生活困窮者減免の対象と認定されたもの
- 4 確認証の有効期限は7月末日までとし、毎年8月1日付にて確認証を更新するものとする。
- 5 福祉事務所長は、「川崎市在宅福祉サービス減額利用者台帳(第3号様式)」により、対象者を管理し、更新の手続き等を行うものとする。

(減額の程度)

- 第6条 減額の程度は、各事業に規定する利用者負担額のうち、食材料実費及び日用品費相当額を除いて規定している利用料の2分の1とする。

(実施の方法)

- 第7条 確認証の提示があった対象者については、利用料の減額を行い、減額分については、各事業の委託料で支払うものとする。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めのない事項については、別途健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 3 年 6 月 30 日までの確認証をもつ対象者において、有効期限を令和 3 年 7 月 31 日まで延長するものとする。